相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県常滑市井戸田町二丁目二七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中野みつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十九日

愛知県大府市江端町三丁目一四三番地ＭＡＰビルＪ二〇一　相続財産管理人　弁護士　栗田　友紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区聚楽廻松下町八番地一一、最後の住所京都市中京区西ノ京左馬寮町二〇番地二　被相続人　亡　竹内　俊介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十九日

京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都ビル二階　西村法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西村　幸三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府阪南市尾崎町一丁目六三〇番地、最後の住所大阪府泉南郡町多奈川谷川一八四九―一一与田病院内、住民票上の住所大阪府阪南市尾崎町一丁目二九番一〇号　被相続人　亡　河内　博子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十九日

大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル二階　相続財産管理人弁護士　野村　剛司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市林町一八八四番地一、最後の住所高松市林町一八八四番地一　被相続人　亡　中川茂太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十九日

高松市錦町二丁目九番一一七号　佐野・吉田茂法律事務所　相続財産管理人　弁護士　三村　重人

無縁墳墓等改葬公告

浜松市中区鹿谷町地内、墓地整備事業のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十五年六月十九日

一　墳墓等所在地　静岡県浜松市中区鹿谷町一九番二六号

一　墳墓等の名称　善正寺境内墓

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　氏名宮澤はる、鳥山伊八、鳥山文子、大島さく、本間巽、本間家、喜多家、加藤家、高木家、戸塚家、望月家、渡辺家、塩崎家、小島家、足立家、西田家、小磯家、伊藤家、岩上家、清水家、三輪家、内山家、稲葉家、氏田家、大河内家、高須家、森家、桑原家、三崎家、服部家、松山家、山本家、江間家、津倉家、坐原家、河野家、松尾家、小笠原家、九鬼家、柳瀬家、小楠家、権田家、井早山家、仲山家、杉山家、由井家、毛利家、加茂家、杉島家、浅野家、中村家、大野家、武田家、菅谷家、鷹森家、内藤家、松本家、横田家、田島家、後藤家、竹内家二基、小林家二基、高橋家三基、曽我家二基、牧田家二基、杉浦家二基、鈴木家五基、松浦家三基、氏名不詳十四基。合計九十四基。

一　改葬を行おうとする者　静岡県浜松市中区鹿谷町一九番二六号　宗教法人善正寺　代表役員　鶴見　聡

債権申出の公告（第１回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十五年五月十日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十九日

新潟県新潟市中央区西堀前通二番町七一三番地竹内ビル二階　株式会社パワーズフジ〃確定給付企業年金清算人　伊津　良治

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年６月19日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ＫＴＴホールディング　②埼玉県知事(1)21621　③代表　込戸武　④埼玉県新座市野火止３丁目16番30号　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県新座市野火止３丁目16番30号　ＫＴＴホールディング　代表　込戸武

①日比谷通商株式会社　②東京都知事(6)62325　③代表取締役　菊本淳二　④東京都中央区京橋２丁目12番２号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区京橋２丁目12番２号　日比谷通商株式会社　代表取締役　菊本淳二

①有限会社富士スタジオ・リアルサービス　②東京都知事(4)73030　③代表取締役　白石寛　④東京都港区三田五丁目16番16号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区三田五丁目16番16号　有限会社富士スタジオ・リアルサービス　代表取締役　白石寛

①有限会社建築計画環境問題研究所　②東京都知事(2)82263　③代表取締役　望月輝夫　④東京都港区芝大門一丁目11番2―303号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区芝大門一丁目11番2―303号　有限会社建築計画環境問題研究所　代表取締役　望月輝夫

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 25 年６月 19 日

東京都千代田区紀尾井町３番30号　公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平25不保339	株式会社緑地建工	北海道知事石狩(7)4840	代表取締役出倉信子	北海道石狩市花川南七条４―375―１	1000万円